

日病薬認定指導薬剤師 更新条件

更新申請時に、下記の要件をすべて満たしていること。

1) 日本病院薬剤師会の会員であること
2) 下記の全てを満たしていること 1 認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院に勤務していること 2 病院における実務経験が更新申請時点において継続して1年以上であること ※ 勤務中断の取り扱いについては、日本病院薬剤師会の薬学教育委員会において個別の事情を鑑みて判断する。
3) 更新申請時において、下記のいずれかの資格を取得していること 1 日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師または、日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師 2 日病薬病院薬学認定薬剤師または、 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師 3 日本医療薬学会認定薬剤師
※ 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。

※日病薬認定指導薬剤師の更新手続きにつきましては、11月上旬を目処にご案内いたします。